

豊橋市次世代自動車充電インフラ設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市次世代自動車充電インフラ設備設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、豊橋市内に次世代自動車に係る充電インフラ設備（急速充電設備及び普通充電設備をいう。）を新たに設置する法人又は個人の事業者に対して、その経費の一部を予算の範囲内において市が補助することにより、次世代自動車の普及促進を図り、もって地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）をいう。
- (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び次世代自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (4) 集合住宅 複数の住戸が、同一の建物に存在する建物（同一敷地内に複数の集合住宅が存在する団地を含む。）をいう。
- (5) 基礎充電 次世代自動車の所有者の事務所、勤務先、駐車場など車両の保管場所等で行う充電をいう。
- (6) 目的地充電 移動先の目的地での滞在中の駐車時間に行う充電をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）、補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（事前の申込み等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備に係る設置工事の着工予定日の14日前（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項による市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の前営業日）までに、あらかじめ次世代自動車充電インフラ設備設置補助金事前申込書（以下「事前申込書」という。）（様式第1）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象設備の設置工事に係る工事請負契約書等（契約書等により対象設備の設置が確認できない場合は、見積書等）の写し。
 - （2） 補助対象設備の仕様が分かるものの写し
 - （3） 補助対象設備の設置予定場所を示した補助対象施設の位置図及び配置図
 - （4） 補助対象設備の設置予定場所のカラー写真
 - （5） 補助対象設備を自己の所有しない補助対象施設に設置する場合は、その土地の所有者の承諾書
- 2 前項の規定により申込みができる補助対象設備の数は、急速充電設備及び普通充電設備それぞれにつき、1年度につき1基とする。
- 3 市長は、第1項の事前申込書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該事前申込書の余白に受付した旨の記載をし、その写しを申込者に交付し、これにより事前申込みが完了したものとする。
- 4 市長は、事前申込書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。
- 5 補助金の交付を受けようとする者は、第3項の規定により事前申込みが完了する前に、補助対象設備に係る設置工事に着手してはならない。

（計画変更等）

第6条 前条第3項の規定により事前申込みが完了した者（以下「申込者」という。）は、事前申込みの完了後に次の各号のいずれかに該当する変更を行うときは、速やかに事前申込変更申請書（様式第2）により市長に申し出なければならない。ただし、第3号による変更をする場合は、第5条の規定による申込みを行った日の属する年度の3月31日（その日

が休日に当たるときは、当該休日の前営業日）までに遅延理由報告書（様式第3）及び遅延の根拠を証明する書類を添付しなければならない。

（1） 補助金交付予定申請額の増減があるとき。

（2） 補助対象設備の設置を中止し、又は補助対象者の条件を満たさなくなったことによる事前申込みの取下げをするとき。

（3） 天災、社会情勢その他の申込者及び施工業者（補助対象設備に係る設置工事を行う者をいう。）等の責めに帰さない事由により工期が遅延したことにより、第5条の規定による申込みを行った日の属する年度内に補助金の交付の申請ができないとき。

2 市長は、前項の事前申込変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事前申込変更申請書の余白に受付した旨の記載をし、その写しを申込者に交付するものとする。

（交付申請等）

第7条 申込者は、補助対象設備に係る設置工事を完了したときは、次世代自動車充電インフラ設備設置補助金交付申請書（様式第4）に次の書類等を添付して、次項に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

（1） 補助対象設備の購入費用に係る領収書等の写し

（2） 領収金額内訳書（様式第5）

（3） 補助対象設備本体及びその設置状況が確認できるカラー写真並びに補助対象設備の型式及び製造番号が確認できるカラー写真（様式第6）

（4） メーカー発行の保証書の写し

（5） 法人の登記事項証明書の写し（個人の事業者にあつては、直近の確定申告書の写し）

（6） その他市長が必要と認めたもの

2 前項の規定による申請の期限は、補助対象設備に係る設置工事完了日（補助対象設備の保証書に記載されている保証開始日等をいう。以下同じ。）の翌日から起算して2か月以内又は当該年度の3月31日（それぞれの日が休日に当たるときは、当該休日の前営業日）のいずれか早い日とする。ただし、天災その他のやむを得ない理由があると特に市長が認めるときは、この限りでない。

3 前項の申請の期限までに第1項の規定による申請をしなかった申込者に係る事前申込みは、失効するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、前条第1項第3号の規定により変更した申込者の申請の期限は、補助対象設備に係る設置工事完了日の翌日から起算して2か月以内とする。ただし、補助制度及び補助額は、補助金を交付する年度の補助制度及び予算に基づくものとする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めた場合には、補助金の交付決定及び額の確定をし、次世代自動車充電インフラ設備設置補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第7)により当該申請をした者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに次世代自動車充電インフラ設備設置補助金請求書(様式第8)を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(使用の期間)

第10条 補助事業者は、当該補助対象設備を5年間継続して使用しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、前条の期間内において、この補助金により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供し(以下「処分等」という。)てはならない。

2 補助事業者は、前項に規定する処分等しようとする場合は、あらかじめ処分承認申請書(様式第9)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象設備を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。

3 前項ただし書の規定により補助対象設備を処分等する場合は、当該補助対象設備を処分した日が分かる書類を添付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第10条に定める使用の期間を月数に換算したのから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）の返還を命ずるものとする。

(現地調査等)

第14条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対し報告を求め、又は現地調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	要件等
補助対象者	<p>補助対象者は、次のいずれの要件も満たす者とする。</p> <p>(1) 新たに補助対象設備を設置する法人又は個人の事業者</p> <p>(2) 豊橋市が徴収する税を滞納していない者</p> <p>(3) 次の各号に該当しない者</p> <p>ア 暴力団又は暴力団員</p> <p>イ 暴力団員が役員となっている団体</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると市長が判断した団体</p>
補助対象施設	<p>豊橋市内の集合住宅、工場、事務所、商業施設、宿泊施設等、基礎充電又は目的地充電を目的とした充電設備を設置する施設とする。</p> <p>ただし、次の各号に該当する施設を除く。</p> <p>(1) 戸建住宅</p> <p>(2) 個人宅に付随する施設</p> <p>(3) 国及び地方公共団体が所有する施設</p> <p>(4) 暴力団又は暴力団員、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると市長が判断した団体所有する施設</p>
補助対象設備	<p>第3条で定めるもののうち、補助対象施設に新しく設置する急速充電設備及び普通充電設備であって、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象となるものであること。</p>
補助対象経費	<p>設置に係る費用のうち設備費、据付、運搬及び配線工事費（消費税及び地方消費税を含む。）</p>
補助率	<p>4分の1</p>
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額</p> <p>(1,000円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた金額)</p>

補助限度額	急速充電設備の場合 500,000円 普通充電設備の場合 100,000円
-------	--